区域計画の認定について

平成 28 年 11 月 9日 地方 創生 担当 大臣 山 本 幸 三

最近、区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)は、以下のとおり。

養父市 区域会議

【10月13日開催、10月13日申請、新規3事業】

企業による農地取得に係る農地法の特例

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び 以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

① 株式会社Amnak

酒米の作付面積を拡大するため耕作放棄地を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設(ライスセンター)等の整備を通じ、一元的な自社管理による 酒米の生産、日本酒の国内販売・輸出を行うため。【平成28年11月を目途に取得】

② 兵庫ナカバヤシ株式会社

ニンニクの栽培技術の実証を実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、関連施設(保存・乾燥施設)等の整備や土壌改良を通じ、市や地域の企業・農家が一体となったブランドの確立を目指し、本格的生産に取り組むため。【平成 28 年 11 月を目途に取得】

③ 株式会社やぶの花

リンドウの作付面積を拡大するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設(園芸施設、集出荷施設)等の整備を通じ、市や地域の企業・農家が一体となった本格的生産に取り組むため。【平成29年1月を目途に取得】